

## 川越・東松山民商 春の運動ニュース

R5/2/15  
NO.6

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 3. 13重税反対統一行動に参加しよう！

3・13 重税反対全国統一行動は、重い税負担と過酷な徴収に反対し、納めるべき税額は自分で計算し、申告するという申告納税制度の擁護・発展をめざす国民の一大行動です。1970年から開催し、54回目を迎える2023年は、3月13日（月）を全国統一行動日として行います。コロナ禍と物価高騰の直撃を受け、国民・中小業者の危機は深まるばかりです。

憲法を踏みにじり、大軍拡と大增税に突き進む自公政権に対して、納税者＝主権者として抗議の声を突きつけましょう。

#### 自主申告に重大な影響「税務相談停止命令制度」の創設ストップ！

岸田政権は3月中に、税理士法を「改正」し納税者が行う税務相談を財務大臣が停止できる規定や税務相談を行う者を調査する権限（質問調査権）を国税庁・税務署に与える「税務相談停止命令制度」を創設しようとしています。

民商で行う会員同士が集まって、学習し教え合う班会を違法と決めつけ、やめろと命令が出せるようにしようという事です。

税金について、わからないことを相談したり、教えあうことは国民の当然の権利です。納税者同士の税金相談に国家権力が介入し、厳罰で停止させることは憲法第11条の基本的な人権、第13条の個人の尊重、幸福追求権、第21条の集会・結社の自由、第28条の団結権に違反するもので、断じて許すわけにはいきません。

#### 誘い合って、集団申告に参加しよう

今年も管轄税務署（川越・東松山）と交渉し、3月13日に集団申告を行います。集団申告では、税務署が専用の受付窓口をつくり申告書を受け取ります。民商など民主団体の会員と税務署がわかりますので、調査の予防線にもなります。

自分の身を守るためにも、税金の集め方と使い方の是正、民主的な税務行政の確立を求めて3・13重税反対全国統一行動に誘い合って参加しましょう。

**川越地域 3月13日（月）10時10分集合**

**場所 東部ふれあいセンター**

**東松山地域 3月13日（月）9時15分開場**

**場所 ガーデンホテル紫雲閣**

※どちらも会場は去年と同じです



**編集後記** 新型コロナウイルスの「第5類」以降に伴う感染防止対策として、政府が示した考え方を受け、埼玉県教育委員会は卒業式で児童生徒や教職員は「マスクを外すことを基本」とする方針を、市町村教育委員会や県立学校に通知したと埼玉新聞が報じました。ですが今も身近で感染したという話を聞くと、マスクの着脱の強制をしないでほしいと考えます。

